

平成29年3月3日市長決裁

(趣旨)

**第1条** この告示は、自治会の構成員の利用に供している施設（以下「自治会館」という。）の増築、補修及び築造工事（以下「改修等」という。）の経費について、予算の範囲内において補助金を交付するため、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** この改修等の事業（以下「補助事業」という。）実施主体は、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）とする。

(補助額)

**第3条** 補助事業に係る補助額は、次の各号のとおりとし、一つの自治会館につき100万円を最高限度額とする。ただし、改修等に要する経費が10万円未満の場合は、補助金を交付しない。

- (1) 建物補修工事、増築工事、給排水工事及び建具改修工事については、事業費の2分の1以内とすること。
- (2) 外構工事に関する工事については、事業費の3分の1以内とすること。
- (3) 前2号において1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てること。

(補助金の交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会館改修事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

**第5条** 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行う自治会（以下「補助事業自治会」という。）は、補助金を補助の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は改修等の事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 当該補助金の交付を受けた会計年度の翌会計年度から2年度経過していること。ただし、照明器具改修工事（LED化）については、この限りでない。
- (4) 深谷市自治会館建設事業補助金交付要綱（平成18年深谷市告示第22号）（以下「建設事業補助金」という。）の規定により、建設事業補助金の交付を受け、自治会館をした会計年度の

翌会計年度から5年度経過していること。

(補助金の交付決定通知)

**第6条** 市長は、第4条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した自治会に対しては、自治会館改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した自治会に対しては、自治会館改修事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(計画変更等の承認)

**第7条** 補助事業自治会は、補助事業の計画を変更(事業費の20パーセント未満の変更は除く。)しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、自治会館改修事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助事業の計画を変更をした場合は、自治会館改修事業計画変更・中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により補助事業自治会に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助事業自治会は、事業完了後速やかに自治会館改修事業補助金実績報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

(補助金の交付時期等)

**第9条** 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業自治会は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、自治会館改修事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

**第10条** 補助事業自治会は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(重複交付の禁止)

**第11条** 補助事業に係る経費のうち、他の要綱等により補助金等の交付を受けたものについては、この告示による補助金は交付しないものとする。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第3号ただし書の改正規定については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までに申請のあった者に限り適用する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）